

令和4年度 運営指導の結果について

「運営指導」とは、介護サービス事業所において、適正な事業運営が行われているか都道府県および市町村の担当者が確認し、介護サービス事業者の育成・支援に主眼をおきつつ、制度管理および保険給付の適正化に繋げることを目的として行うものです。

草津市の条例や国の省令などに基づき作成した、自主点検票や勤務体制等を運営指導前に提出していただき、指導当日に管理者とともに確認をしていき、指導を行います。

なお、運営指導の際に、著しく不適切な点が見受けられた場合、監査に移行する場合があります。

【1】「実地指導」から「運営指導」へ名称変更

令和4年4月から、これまでの「実地指導」が「運営指導」という名称に変更となりました。

《理由》

施設・設備や利用者等のサービス利用状況以外については、実地ではなく、オンライン等を活用することができるとして、国において名称変更されたため。

*昨年度と同様、今年度についても、感染状況を見極めながら現場を訪問し、対面で指導等を行う方法で指導を実施しています。

【2】運営指導の状況について

- 市内事業所数・・・・・・・・・・80事業所（R4.4.1時点）
- 今年度指導予定事業所数・・・・28事業所
- 実施数・・・・・・・・・・21事業所（R5.1.31時点）
- *残りの7事業所については2月以降に実施予定。

	市内事業所数 (R4.4.1時点)	R3実績	実施計画数 (予定)	R4実施数 (R5.1.31時点)
認知症対応型通所介護	1	0	1	1
認知症対応型共同生活介護	7	0	7	0
小規模多機能型居宅介護	9	2	0	0
看護小規模多機能型居宅介護	1	1	0	0
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	1	1	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	5	0	0	0
地域密着型通所介護	17	5	6	6
地域包括支援センター	6	0	0	0
居宅介護支援	33	14	14	14
合計	80	23	28	21

【3】運営指導等結果の主な項目について

「運営指導」の指導結果には2種類あり、軽微な内容については「口頭指示」、加算の要件を満たさずに介護報酬請求を行った等、過誤請求が生じる内容は「文書指摘」を行います。

なお、文書指摘があった事業所については、翌年度も運営指導の対象となります。

サービス種別	指導内容（口頭指示）
全てのサービスに共通	<ul style="list-style-type: none"> ★衛生管理等について、委員会の設置・開催、指針の整備、研修および訓練の実施を図ること。 ★人権擁護および虐待防止について、委員会の設置・開催、指針の整備、研修の実施、担当者を設置すること。 ★業務継続計画（※1）を策定すること。 <ul style="list-style-type: none"> ・受給資格等の確認について、被保険者の要介護認定の有無及び有効期間等の確認を行う必要があることから、被保険者証や負担割合証の原本を、毎月確認すること。 ・勤務体制の確保について、適切なサービス提供を確保する観点から、ハラスメントに関する相談窓口を予め設置し担当者を定め、従業員へ周知すること。
地域密着型通所介護	<p>【重要事項説明書について】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の従業員の体制について、実態に即した人数を記載すること。
サービス種別	指導内容（文書指摘）
地域密着型通所介護	<ul style="list-style-type: none"> ・処遇改善加算額以上に処遇改善していることは確認できたが、処遇改善の実績報告に記載されている内容が、賃金台帳と乖離している状況が確認された。令和3年度処遇改善加算の実績報告書については後日に修正のうえ再提出いただいたところであるが、今後は制度の趣旨や提出様式の理解を深め、適正な事務手続きに留意すること。 ・コロナ感染症が蔓延して以降に運営推進会議が開催されていない事実を確認した。運営推進会議は、コロナ感染拡大対策として、当面の間はICT等を活用し（書面での開催も可）、必ずしも対面での開催を義務付けるものではないが、開催そのものをしなくてよいとはなっていないため、早急にICT等を活用し（書面での開催も可）運営推進会議を開催すること。
居宅介護支援	<ul style="list-style-type: none"> ・前回（昨年度）の特定事業所集中減算に係る指導に対して、介護支援専門員の新規採用により新たな利用者を増やすことで特定の居住系施設への利用の偏りを改善する計画とされていたが、ハローワークの職員募集の開始から3ヶ月経過により失効していた。ま

居宅介護支援	<p>た、利用者の増減があった際に、特定の居住系施設以外の利用者を増やす機会があったにもかかわらず、特定の居住系施設への利用が集中する状況が引き続きみられ、改善されていなかった。上記について、令和5年3月の集中減算報告時までには改善すること。なお、前回の改善計画の代替案がある場合は、早期に提出すること。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ターミナルケアマネジメント加算について、対象となる利用者の要件を満たしていないことを確認した。このケースについて事業所から国保連合会に過誤調整を実施し、令和5年1月31日までに草津市に報告すること。 ・軽度者に対する福祉用具貸与の例外給付について、区分変更申請を行い、要介護度が重くなると見込まれる方であったとしても、認定結果が出るまでは要介護度は不確かであることから、例外給付についての申請手続きを行うこと。
--------	--

「★」の項目について

令和3年度の介護保険法改正により、新たに指定基準として追加されたもの。3年間の経過措置があり、令和6年3月31日までに対応する必要がある。

※1「業務継続計画」とは

大地震等の自然災害、感染症のまん延や大事故等、突発的な経営環境の変化等、不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または、中断しても可能な限り短い期間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。

【監査に基づく業務改善勧告について】

市内居宅介護支援事業所について通報を受け、運営指導を実施した。
サービス担当者会議（※2）が開催されていないことを確認した。
（別途、利用者や利用者の家族に聴き取りを実施）
⇒事実確認の結果を踏まえてあらためて監査を実施し、業務改善勧告を行った。なお、当該事業所については来年度も運営指導の対象とする。

※2「サービス担当者会議」とは

介護支援専門員が居宅サービス計画（ケアプラン）を作成するにあたって、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、サービス事業所の担当者等を招集して行う会議であり、計画を作成する際は必ず開催しなければならない。

【4】 集団指導にむけて

・業務継続計画について

令和6年3月31日までの経過措置

⇒・今年度の集団指導の際に全事業所への周知、情報提供を行い、期限までに全事業所が策定できているよう支援する。

・受給資格等の確認について

昨年度の集団指導で全事業所へ指導を行ったため、少しずつ改善されている状況であるが、まだ完全には浸透していない。

⇒・今年度の集団指導の際にも指導を行い、徹底を図る。

・運営指導の中で事業所から聞き取った、参考にできる確認方法を紹介。